

教育・保育給付認定について

教育・保育施設を利用する場合、保護者の申請により、**教育・保育給付認定**を受ける必要があります。そのなかでも、**2・3号認定（保育認定）**を受ける場合には、「**保育を必要とする事由**」に該当しなければなりません。

※私学幼稚園は、上記の認定を受ける必要はありませんが、幼児教育無償化に係る**施設等利用給付認定**を受ける必要があります。

◆ 3つの教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定はお子さまの年齢と利用施設に応じて3つの区分があります。

1号認定（教育認定）	2号認定（保育認定）	3号認定（保育認定）
【教育標準時間認定】 ・お子さまが満3歳以上 ・教育のみを希望	【満3歳以上の児童・保育認定】 ・お子さまが満3歳～就学前まで ・「 保育を必要とする事由 」に該当 ・保育を希望する	【満3歳未満の児童・保育認定】 ・お子さまが0歳～満3歳未満 ・「 保育を必要とする事由 」に該当 ・保育を希望する
【利用施設】 新制度幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	【利用施設】 保育所（園） 認定こども園（保育部分）	【利用施設】 保育所（園） 認定こども園（保育部分）

◆ 「保育を必要とする事由」について

① 就労

1か月あたり64時間以上の就労を常態とする場合

フルタイムだけでなく、パートタイム、夜間、内職（月3万円以上の収入が必要）など基本的にすべての就労が対象となります。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）も含まれます。ただし、給料の支払いを伴わない手伝い等は就労として認められません。また、一時預かりで対応できる場合は該当しません。

② 妊娠・出産

妊娠、出産により家庭での保育が困難な場合

出産（里帰り出産を含む）による認定期間は、産前産後あわせて4か月となります。また、妊娠による体調不良などで就労等ができず、医師から安静等の診断がある場合も該当します。

③ 保護者の疾病・障がい

心身に病気、障がいがあり、家庭での保育が困難な場合

④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

同居又は長期入院・入所している親族の常時の看護や介護により、家庭での保育が困難な場合
就労要件と同等の介護・看護時間がある場合に該当します。

⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害を受け、その復旧中で、家庭での保育が困難な場合

⑥ 求職活動

求職活動により外出を常態としている、あるいは、起業準備をしていて家庭での保育が困難な場合
3か月間の保育認定を受けられます。3か月以内に就労が確認できない場合は、原則退園になります。また、妊娠中の求職活動は原則認めません。

⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練も含まれます。）

⑧ 虐待やDVのおそれがあること

⑨ 育児休業

育児休業取得時、お子さまが既に保育施設を利用しており、継続利用が必要である場合。

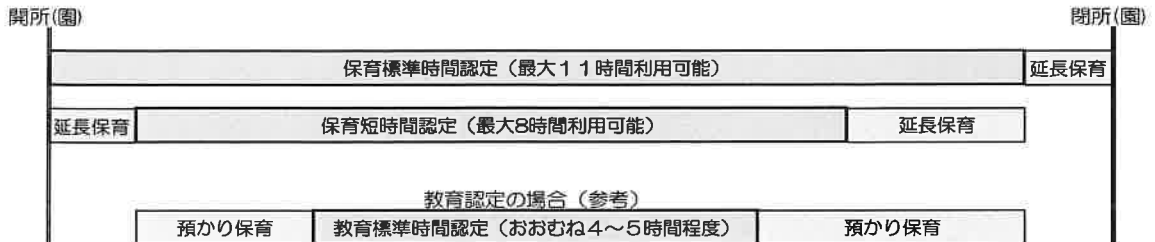
出産時から原則1年以内に職場復帰または就労することが条件となります。1年以上育児休業を取得する場合は妊娠・出産要件の認定が終了した時点で退園となるためご注意ください。

⑩ その他、お子さまを家庭で保育できない特別な理由がある場合

◆ **保育必要量について**

2・3号認定（保育認定）は、保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の保育必要量に区分されます。保育標準時間は最大11時間の保育を基準とし、保育短時間は、最大8時間の保育を基準とします。どちらの場合も、必要に応じて延長保育（有料）を利用することができます。

保育必要量イメージ図



※各認定の預かり時間、開所（園）及び閉所（園）時間は各施設によって異なります。

◎標準時間／短時間は保護者の「保育を必要とする事由」の状況によって、足利市が認定します。

区分	認定の要件
保育標準時間 (11時間保育)	① 父母（保護者）とともに月120時間以上の就労・就学等（通勤時間含む） ② 妊娠・出産（おおむね産前産後あわせて4か月間） ③ 災害復旧 ④ 虐待やDVのおそれがあること など
保育短時間 (8時間保育)	① 父母（保護者）のいずれかが月64時間以上120時間未満の就労・就学等 ② 父母（保護者）のいずれかが、求職中 ③ 育児休業中の在所児の継続利用 など

※疾病・障害や介護・看護の認定の場合も、就労や就学の時間に準じます。

◆ **認定期間**

教育・保育給付認定には期間があります。認定期間が切れた場合は退所（園）となりますが、必要があれば認定変更の手続き（P6 参照）を行うことで施設を継続利用できます。

1号認定の場合は

基本的に認定期間は就学前までとなります。

2・3号認定の場合は

2号は就学前まで、3号は2号に切り替わる直前（3歳になる2日前）までの期間を基本とします（3号から2号への切り替えは自動的に行われます）。

※原則は上記のとおりですが、

求職活動：3か月間 妊娠・出産：4か月間（産前2か月 + 産後2か月）など

保育を必要とする事由に応じて認定期間はさまざまです。申請後に発行される「教育・保育給付認定通知書」に認定期間が記載されていますので、必ずご確認ください。また、どの事由に関しても家庭保育が可能になった時点で認定はできなくなります。

Q&A コーナー③

Q. 私は月 80 時間くらい仕事をしています。保育で申請して、保育短時間で認定されました。保育施設に入った後に、仕事の時間が長くなったら標準時間に変更してもらうことはできますか？

A. 就労時間が保育標準時間の要件を満たせば変更可能です。P6 を参照して、在籍施設に書類を提出してください。反対に、就労時間が短くなれば、保育短時間になるため必ず届け出てください。